職場を元気に応援する

フクシマ社労士法人だより

10月号
2014年10月1日

トピックス

最低賃金が改定されます！！
全国平均16円上げ、全国加重平均は780円で逆転解消！！

厚生労働省は、８月２８日、２０１４年度の４７都道府県の最低賃金改定の答申状況をまとめました。
全国平均は７８０円で、平均引き上げ額は１６円。生活保護との逆転もなくなり、２００８年度に比較を開始して以降、逆転現象がなくなったのは初めて。

各都道府県の引き上げ幅は１３円から２１円。改定後の時給が最も高いのは東京都の８８８円で、８００円台が昨年の３都道府県から５都道府県となりました。一方、時給が最も低いのは鳥取、高知、長崎など７県の６７７円で、東京都との差は昨年の２０５円から２１１円へと拡大しました。

広島県の最低賃金は１７円増の７５０円（前年は７３３円）となりました（１０月１日より改定）。
改定された最低賃金は１０月１日から順次発効され、１０月中には全都道府県で改定されます。

Ｑ ＆ Ａ

「外国人の雇用について」

【Ｑ】外国人を雇い入れる際に気を付けることはありますか？
【Ａ】専門的、技術的でない『単純労働』に従事できる外国人労働者は、範囲が限られていますので注意が必要です！

外国人が日本に滞在するには「ビザ」が必要ですが、ビザと一口に言っても、実際は滞在目的（在留資格）によって細分化されています。在留資格と言えば、「観光ビザ」や「留学ビザ」などがなじみ深いところですが、「就労ビザ」というものをお聞きになられたこともあるかと思います。
しかし、「就労ビザ」と呼ばれる在留資格は厳密には日本に存在しません！「研究ビザ」「技術ビザ」「医療ビザ」などの専門的な分野での活動を認めた在留資格があり、それらを総称して「就労ビザ」と呼んでいるのです。

今回のポイントになるのは「就労ビザ」の中に「単純労働に就くこと」を、滞在目的として認めるビザがないということです。つまり、基本的に外国人が日本で単純労働に従事することができないことになります。ただし、例外があります。

例外①　パートタイマーとして雇い入れる
条件として、入国管理局から「資格外活動許可」を得ていることが必要です。
この資格外活動許可を得ていると、滞在目的として認められているもの以外の活動を、週に２８時間以内の範囲で行うことができます。

例外②　在留中の活動の制限がない人を雇い入れる
永住者や定住者として認められる人、日本人や永住者の配偶者等になった人や日系人で一定の範囲内の人であればフルタイムで働くことも可能です。

法律・労務知識

従業員を雇う際の注意点！　「*試用期間*」と「*有期労働契約*」の違い

試用期間とは、従業員としての適格性を判定する、試みに試用する期間です！

ポイント　：　本来、「期間の定めのない労働契約（定年まで雇用）」を締結する場合に用いられ、試用期間中に不適格であると認めたときは解約できる旨の特約上の解約権が留保されている「解約権留保付労働契約」である。

本採用拒否は「留保解約権の行使」、つまり雇い入れ後の解雇に該当します！
そのため、客観的合理性と社会的相当性が双方ともなければ、解雇権の濫用として無効となります（労働契約法第１６条）。
また、解雇するためには３０日前に解雇の予告をするか、解雇予告手当（３０日分以上の平均賃金）を支払う必要があります（労働基準法第２０条）。【*但し、例外あり*】

雇入れ　１ヶ月　２ヶ月　３ヶ月
試　用　期　間
不適格と判断し、採用しない場合は解雇に該当！

有期労働契約とは、採用する際に「期間を定めて雇用」する労働契約です！

ポイント　：　本採用を見送る際に、「解雇」の問題が生じない！
有期労働契約の満了に伴って、労働契約を解除することは「契約の終了」であって、解雇ではない。

ただし、雇用契約に期間の定めがあることは、期間満了までは使用者も労働者も共に雇用の拘束を受け、勝手にその期間満了前に契約を解約することはできません！

使用者：	期間途中に辞めてもらうことはできない！（労働契約法第１７条） 「やむを得ない事情」のある場合に限り、解除することができる(民法第 628 条)
労働者：	期間途中に辞めたくなっても辞めることはできない！（労働基準法第１４条） 「やむを得ない事情」のある場合に限り、解除することができる(民法第 628 条) また１年以上の有期労働契約の場合には、１年を経過した日以後においては、申し出ていつでも退職できる（労働基準法附則第 137 条）。

雇入れ　１ヶ月　２ヶ月　３ヶ月
有 期 労 働 契 約 期 間
不適格と判断した場合は、契約期間の満了で雇用契約終了

〒730-0805　広島市中区十日市町１丁目１－９　相生通り鷹匠ビル２F
TEL：082－293－8102　FAX：082－293－8104
E-mail：info@jinji-fuku.jp　URL：http://www.jinji.fuku.jp
発行元・編集 ／ フクシマ社会保険労務士法人　松本